第9回袖ケ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年12月5日(木)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所7階会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名

1番 小 倉 哲 也 3番 栗 原 寛 光 4番 陸 野 光 男 5番 小 泉 勝 彦 6番 石 川 和 利 7番 石 渡正明 8番 関 巖 9番 渡 邉 美代子 10番 田 中 幸 一 11番 切 替 一 弥 12番 渡辺義一 13番 注連野 千佳代 田菊雄 14番 時 田 善 夫 15番 中 山 明 16番 森

- 5 欠席委員 1名
 - 2番 山 嵜 和 雄
- 6 農林振興課職員 2名
 - 三沢主査 綿貫主事
- 7 出席事務局職員 4名

伊藤事務局長 齊藤主幹 山田主査 高品主査

◎開 会

令和元年12月5日午後2時00分 開会

- ○事務局長(伊藤恵一君) それでは、皆様、本日はお疲れさまでございます。初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思います。会長、よろしくお願いします。
- ○議長(小泉勝彦君) どうも皆さん、こんにちは。9月、10月、台風、長雨と見舞われまして、大変は被害がありました。全く個人的な感想なのですけれども、少しは落ちついてきたかなという感じが見えるところです。そんな中、11月10日市長選が行われまして、新しい市長が選ばれました。公約でもおっしゃっていたとおり、農業を始めやすくということで、遊休農地が活用されるまちへというものを公約の一つとして掲げております。11月29日から市議会も開催され、新しい市長の所信表明もありまして、その中で公約事項について今後取り組むということで明言されております。

先般の総会におきましても、下限面積の審議、決定につきまして委員のほうから質問がありました。 下限面積につきましては、農業委員会の所管事項でありまして、今後、市からの依頼を受けまして、 協議の場が持たれることも考えられます。委員の皆様にはご協力をいただくことも予想されますので、 よろしくお願いしたいと思います。

きょうは、審議が多数ありますので、よろしくお願いいたしまして、挨拶といたします。

○事務局長(伊藤恵一君) 会長、ありがとうございました。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

総会の議事は、袖ケ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、会長よろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) それでは、しばらくの間、進行役のほう務めさせていただきます。

ただいまより第9回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は16名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。2番、山嵜和雄委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長(小泉勝彦君) 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

4番、陸野光男委員、6番、石川和利委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

- ◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ○議長(小泉勝彦君) 次に、日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1ないし議案第1号の5については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。議案第1号の整理番号1ないし5についてご説明いたします。

議案の1から2ページをごらんください。申請内容は、農地所有適格法人による新規就農に伴い、 農地の賃貸借権の設定をしようとする案件です。賃貸借期間は20年を予定しています。譲り渡し人は、 新規就農に協力し、農業生産法人に農地を貸し付けたいとのことです。譲り受け人は、既存のハウス を改修し、新規就農するためハウス建設用地及び近隣の農地を借り受けたいとのことです。

総会資料1ページの位置図及び2ページの事業用地図、3ページから5ページの現地写真をごらんください。場所は、飯富字ウツギクネ及び字山野です。現地を確認したところ、台風で被災したこともあり、ハウスは改修中であり、畑のほうは耕作されていました。譲り受け人の法人は、サンゴ砂れき養液栽培という水耕栽培方式を用いていまして、高糖度ミニトマトを栽培することを主な目的としています。ほぼ通年で出荷を行い、仲買業者に出荷し、大規模小売店やスーパーに流通をする予定です。また、キャベツの露地栽培も行い、こちらは農協に出荷する予定です。こちらは、既に出荷のための組合員になる手続なども行っているとのことです。代表取締役は、サンゴ砂れき養液栽培の開発者1人であり、飯富地先にある使用していないハウスの所有者がサンゴ砂れき養液栽培を行っている農場に関連する会社に勤めていたことから、ハウスを改修して高糖度ミニトマトの栽培を行おうと考え、法人を設立しました。また、今後ハウスの新設による経営規模拡大やサンゴ砂れき養液栽培の指導普及も予定しているとのことです。

総会資料6ページから19ページに、今回の農地法第3条の申請書及び農業経営実施計画書を添付しております。農業経営実施計画書につきましては、内容について君津農業事務所改良普及課及び千葉県農業会議にて指導を受けて作成されているとのことです。本件は、法人による新規就農であることから運営委員会案件となっており、運営委員会においては就農意欲、営農能力、収支計画などについて審査していただいております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、新規就農であるため、 現在経営地はありません。

農機具などについては、新規就農のため現時点の所有機械はありませんが、サンゴ砂れき養液栽培の設備一式や選別機、加温機、CO2発生器、ロボットスプレーカーなどをリースで使用するということです。

農作業常時従事日数につきまして、法人の構成員、役員で950日従事する計画となっています。基準の150日以上従事する要件を満たしております。また、パートなどの雇用も予定しているとのことです。

下限耕作面積要件につきましては、今回賃貸借権設定の許可が得られますと58アールとなり、50アール要件を満たします。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。事務局の説明が終わりましたが、本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

中山運営委員会委員長。

○運営委員会委員長(中山 明君) 15番、中山です。

それでは、運営委員会の内容についてご報告させていただきます。議案第1号の整理番号1ないし 5につきましては、農地所有適格法人による新規就農に伴い、農地の賃貸借権の設定をしようとする 案件です。11月28日に運営委員会を開催し、現地調査及び申請人の就農意欲、営農能力、収支計画等 の確認と審査を行いました。現地調査については、午後1時45分から運営委員会及び担当地区委員、 事務局において、譲り受け人及び代理人、設計業者立ち会いのもと、申請地であります農地を確認い たしました。現地のハウスは20年以上前に地元農家がイチゴ栽培を行うために建てたハウスでありま して、その後、長年利用されていなかったため、ハウスを改修して法人がミニトマト栽培を行う予定 になりました。ことしの台風で多少被害はあったとのことですが、耕作には問題なさそうです。

現地での質疑内容ですが、年間を通して品質が保たれるのかとの質問があり、品質については実がなる高さによって糖度の変化はあるが、季節的なものについては自動化した温度管理システムにより管理されるため影響はないとのことでした。また、サンゴ砂れきとは実際どのようなものかとの質問もあり、実物を見せながら説明してもらいました。そのサンゴの砂れきというのはキロ当たり150円ぐらいするそうでございます。

その後、午後3時から市役所7階会議室において運営委員会を開催し、営農意欲、営農能力、収支計画等に留意し、審査を行いました。運営委員会では事務局からの申請内容の説明を受け、譲り受け人等からサンゴ砂れき養液栽培について解説や農地所有適格法人について新規就農するための事業計画等を伺い、委員から質疑を行いました。なお、サンゴ砂れき養液栽培については、本日配付されました資料に特徴が書かれております。

委員からの主な質疑内容ですが、まず農地の賃借料については、面積によって賃借料は定めていないのかとの質問については、金額については面積の参考にしているが、所有者との話し合いで決めたもので了解を得ているとのことでした。また、規模拡大の予定及び成功したら地元農家にもノウハウを教えてもらえるのかとの質問については、2~クタールを目指しているとのことで、地元の農家からも相談があれば、ノウハウを教えたりして販売先を紹介したいとのことでございました。

運営委員会による採決の結果でございますが、新規就農の目標や就農意欲が確認できたことから、 議案第1号の整理番号1ないし5につきましては、運営委員全員一致にて許可すべきものと決定いた しました。 私からの報告は以上でございます。皆さんの審議をよろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(小泉勝彦君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。 どうぞ。
- ○8番(関 巖君) この実施計画書によると井戸工事が入っていて、この井戸を掘るということは、 何かのどこかの手続なり許可が必要あるものですか、ないものですか。あと、くみ上げる予定はどの くらいなのでしょうか。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局長(伊藤恵一君) 事務局の伊藤です。井戸に関しましては、基本的に県条例による規制がございます。ただ、農業用であったり、規模の小さい区域で行うもの吐出口の面積が、管が1インチの管で水が出てくるものに関しては許可の必要もなく、届け出の必要もございません。こういったものを用いるとのことではないかと今考えております。また、これは確認して後ほど報告をいたします。許可が必要であれば、まずは市の窓口へ申請いたしまして許可を要するものでございます。これは、日を改めての報告をさせていただきます。

以上です。

- ○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。
- ○8番(関 巖君) はい。
- ○議長(小泉勝彦君) ほかに質疑はございませんか。 どうぞ。
- ○1番(小倉哲也君) 1番、小倉ですけれども、この代表の○○○さんですけれども、住所が○○○ になっていますよね。それで、この法人が飯富になっていますけれども、この飯富には土地を○○○ さんが所有していらっしゃるのですか、事務所のほう。
- ○議長(小泉勝彦君) はい、どうぞ。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。質問にお答えします。こちらの○○○さんにつきましては、先ほどちょっと説明の中でもありましたサンゴ砂れき養液栽培の開発者側でございまして、こちらのほうに土地を持っている方は、また別の飯富に在住している方が持っていて、その方が、先ほど言いましたこの関連企業で仕事をしていたため、こういうハウスがありますよということで話があったということです。
- ○1番(小倉哲也君) この事務所は、誰が所有者ですか。この譲り受け人の○○○○○○さんの代表 取締役、○○○さんが現住所で飯富○○○になっていますけれども、この土地は○○○さんの土地な のですか。
- ○事務局(山田尚史君) そうではありません。譲り受け人ではなくて、ハウスの主な所有者の方のご 親族の、ご家族の所有名義となっております。

- ○1番(小倉哲也君) では、借りているということなのですか。ちょっとこの辺がよくわからなかったのですけれども。法人で、法人の事務所はこの現住所。
- ○事務局(山田尚史君) 済みません。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局(山田尚史君) 法人の住所が、この飯富の、要は事業を行う予定であるハウスの住所になっているというものであり、代表取締役本人の個人的な住所とは別のものになります。資料の18ページのほうに法人さんの全部事項証明がありますので、要はこちらの法人登記を行った際の法人に登録した住所がこちらになっているという形になります。
- ○1番(小倉哲也君) ちょっと私もよくわからないのですけれども、法人登記の場合に、住所は代表 取締役がいますよね。それで、その法人の所有地ではなくても構わないということですね。わかりま した。
- ○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。
- ○1番(小倉哲也君) はい。
- ○議長(小泉勝彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第1号の1ないし議案第1号の5について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第1号の1ないし議案第1号の5については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の6ないし議案第1号の8については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。議案第1号、整理番号6ないし8についてご説明いたします。今度は、議案の2ページから3ページをごらんください。本件は、11月21日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市内在住の個人が新規就農に伴い、農地の使用貸借権の設定をしようとする案件です。 使用貸借の期間は3年と予定しています。 譲り渡し人は、労力不足などにより管理できていない農地

のため新規就農に協力し、貸し付けをしたいとのことです。譲り受け人は、現在、市外の観光イチゴ 農園で研修を行っており、新規就農し、イチゴの収穫体験の農園を開くために農地を借り受けしたい とのことです。

総会資料の20ページの位置図、21ページの公図、22ページの現地写真をごらんください。場所は、 上泉字中鎌田です。現地を確認したところ、遊休農地であった現地の草は伐採されて保全管理されて いる状態でありました。

総会資料23ページから33ページに農地法第3条の申請書及び農業経営実施計画書などを添付して おります。農業経営実施計画につきましては、君津農業事務所改良普及課での指導を受けて作成され ているとのことです。

譲り受け人は、市内に居住しまして、君津のイチゴ農園で現在研修を受けているところです。生産物につきましては、基本的にハウスの収穫体験及び直売での販売を行うとのことです。現地は県道沿いで交通量があり、インターチェンジと観光施設の中間に位置し、集客が見込めること。また、上泉地区の農業委員のあっせんを受けて農地をまとめて借り受けることができたとのことでございます。

許可後はハウスを3棟建設予定で、ハウスは全てイチゴ栽培に使用、またブルーベリー、甘藷は露地栽培を行い、令和3年1月からの営業を予定しているということです。

本件は、新規就農であることから運営委員会案件であり、運営委員会において就農意欲、営農能力、収支計画などについて審査いただいております。なお、担当地区農業委員は時田委員となっております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、新規就農のため経営 農地はありません。

農機具などについては、新規就農であるため現時点では所有している機械はありませんが、ハウス 3棟及び暖房設備、耕運機の購入予定とのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で290日従事する計画となっており、基準の150日以上従事するため要件を満たしております。また、パートの雇用を予定しているとのことです。

下限耕作面積要件につきましては、農地の使用貸借権の許可が得られた場合に合計で57アールとなり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。事務局からの説明は、以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終わりましたが、本案件につきましては運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。 中山運営委員会委員長。
- ○運営委員会委員長(中山 明君) 15番、中山です。

それでは、運営委員会の内容についてご報告させていただきます。議案第1号の整理番号6ないし

8につきましては、個人による新規就農に伴い、農地の使用貸借権の設定をしようとする案件です。 11月28日に運営委員会を開催し、現地調査及び申請人の就農意欲、営農能力、収支計画等の確認と審 査を行いました。

現地調査については、11月28日午後2時15分に運営委員及び担当地区委員、事務局において、譲り受け人の立ち会いのもと、申請地である農地を確認いたしました。現地は、もともとは遊休農地でありましたが、現在は譲り受け人が草刈りをし、保全管理されておりました。

現地での質疑内容ですが、圃場へはどこから入るのかとの質問について、今回借り受ける農地と県 道拡幅部分の間に農地転用で駐車場を整備する予定であり、当面は圃場の南側に面した道路から進入 する形となるとの回答でございました。

その後、3時45分ごろから市役所7階会議室において運営委員会を開催し、営農意欲、営農能力、収支計画等に留意し、審査を行いました。運営委員会では事務局から申請内容の説明を受け、譲り受け、からの新規就農するための事業計画等を伺い、委員からの質疑を行いました。

委員からの主な質問に対する回答は、次のとおりです。まず、どんなハウスを建てる予定なのかとの質問については、パイプハウスであり、9月の台風15号等の被害状況を見て、足場用の太い単管パイプを使い、強度のあるハウスを建てることにしたとのことでした。また、全てイチゴ狩りで販売するだけで出荷しないのかという質問、品種はどれくらいの種類をつくるのかとの質問については、基本的にイチゴ狩りで販売したいということでございました。一部は直売所に出す、また品種は10種類程度にするとの回答がありました。委員からの意見として、申請のあった地区は一体が遊休農地となっており、遊休農地を解消して新規就農されるのは地域の活性化につながり、よいことであるとの意見や、皆さんが期待しているという、成功してほしいとの意見がありました。

運営委員会による採決の結果でございますが、新規就農の目標や就農意欲が確認できたことから、 議案第1号の整理番号6ないし8号につきましては、運営委員全員一致にて許可するとの決定となり ました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(小泉勝彦君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

はい、どうぞ。

○1番(小倉哲也君) 討論ではないのですけれども、済みません、1番、小倉ですけれども。30ページと32ページなのですけれども、これは別の試算ですか。

[1年目と5年目かな」と言う人あり]

- ○1番(小倉哲也君)1年目と5年目で、生産量が増えているという解釈でよろしいですね。
- ○議長(小泉勝彦君) どうぞ。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。こちら、ページの右上のほうを見ていただきますと、それぞれ1年目、29、30ページなどは1年目の当初の計画、就農当時のものを載せたものであり、31ページからのものについては5年後、要は経営安定した後、ある程度増やしたいとかといったものの目標値が入っているものという形で考えていただければと思います。こちら見ていただきますと、わかりますとおり、売り上げなどにつきましても、1年目に対して増加する見込みとなっております。以上です。
- ○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。
- ○1番(小倉哲也君) はい。わかりました。
- ○議長(小泉勝彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第1号の6ないし第1号の8について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第1号の6ないし議案第1号の8については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の9ないし議案第1号の10については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。初めに、議案第1号の整理番号9についてご説明いたします。

議案4ページをごらんください。本件は、令和11月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人が所有する農地について、賃貸借権を設定しようとする案件です。契約期間は5年間を予定しております。譲り渡し人は、居住地が遠方のため譲り受け人に貸したいとのことです。譲り受け人は、本件農地を借り受け、露地野菜を栽培したいとのことです。

総会資料34ページの位置図及び35ページの現地写真をごらんください。場所は、横田字長泉寺前となります。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されておりました。

総会資料の37及び38ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具などについては、耕運機、農用車を所有しております。田を所有している方ですが、水稲栽培で機械が必要な作業については、知り合いの農業者に作業委託しており、自身は主に水回り管理及び除草作業を行っているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で530日従事しており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、今回の賃貸借権の設定及び、この後にあります整理番号10、売買により農地を取得できますと、耕作している面積が52アールとなるため50アール要件を満たす形になります。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことでございます。 次に、議案第1号、整理番号の10につきまして、続けて説明させていただきます。議案の同じく4

ページをごらんください。

申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。 譲り渡し人は労働力不足のため譲り受け人に売却したいとのことです。譲り受け人は、自宅に近く 維持管理が容易なことから農地を購入し、農業経営を安定させたいとのことです。

総会資料34ページ、先ほどと同じ34ページの位置図及び36ページの現地写真をごらんください。場所は、横田字蔵沢後です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料37ページ、38ページの所有農地及び耕作地に関する申告書の内容、農地法第3条の許可基準につきましては、先ほどの整理番号9番と同じ内容となりますため省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当 委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番(切替一弥君) 11番、切替です。11月29日午後2時半から、9号、10号の土地を続けて現地確認のほう行いました。9番のほうですが、畑として耕うんされており、今は作物は植えていないようですが、特に問題はないと思います。

10番の田んぼですが、こちらは水田として耕作されており、こちらも特に問題はないと思います。 農機具や耕作面積、世帯による農業従事日数は事務局が言われたとおりです。この水田につきましては、やはり今までと同じように作業委託で耕作されるようです。

皆様のご審議をお願いします。

○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

どうぞ。

○8番(関 巖君) 8番、関ですけれども、ちょっとプライバシーにかかわるかもしれないのです

が、この世帯構成を見ると、37と38ページ、2ページにわたって合計12人、これで一番上がもう八十数歳で、その子供、家族が2家族いるというように読めるのです。長男家族、次男家族、これは同居しているのですか、12人。これで一つの世帯として農業やっているのでしょうか。

- ○議長(小泉勝彦君) どうぞ。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。生活上は分かれている、住民表示は分かれて生計は別となっていますが、農業上は同一で一体として農作業機械などを共有して使っているものですので、ちょっと以前にもありましたように、ちょっと住民票上の世帯、2世帯分が1個のものになっているという形になります。住所上ですと、ちょっと一番上の最初の世帯主と2個目の世帯主、1ページ目、一番下の世帯主の住所は近傍ではありますが、別住所という形になっております。
- ○議長(小泉勝彦君) どうぞ。
- ○8番(関 巖君) 前回もそうだったのですけれども、世帯主の構成員をばっと全部載せていて、 実際は世帯が別の住所にするのだと。それが、この1枚の紙に書かれるとわからないですよね、実態 が。だから、それはちょっと表現上、工夫はできないのですか。これで見ると、もう住民全部が一つ の世帯というふうに見えてしまうので。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局(高品吉朗君) 事務局、高品です。住民票上は分かれているのですが、農家台帳上は、そういった3戸の家族が土日等、休日お手伝いをしながら農業をしているということで、農家台帳上は世帯合併をしているという状況になります。確かに今回は皆さんの世帯に人数が多いので農家台帳が見づらいというのがありましたので、ここは工夫をして3世帯、こういった世帯が入っているというのが見えるように次回からは検討したいと思います。農家台帳上は世帯合併していると、こういうふうに入ってしまうことがありますので、それについてはご了承願いたいと思います。

以上です。

- ○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。
- ○8番(関 巖君) はい。
- ○議長(小泉勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第1号の9ないし議案第1号の10について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第1号の9ないし議案1号の10については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の11について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。議案第1号、整理番号11についてご説明いたします。 議案の5ページから6ページにかけてをごらんください。本件は、令和元年11月21日付で申請書の 提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しよ うとする案件です。譲り渡し人は、高齢と労働力不足のため譲り受け人に売却したいということです。 譲り受け人は、自作地と近く、管理が容易なため購入して経営の安定化を行いたいとのことです。

総会資料39ページの位置図及び40から42ページの現地写真をごらんください。場所につきましては、 上泉の字中大和田、字谷廻、字小水有、字東沖田、字水有となっております。現地を確認しましたと ころ、現地は耕作または保全管理されておりました。

総会資料43ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。 農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具などについては、トラクター、田植機、コンバイン、もみすり機、乾燥機、農用車を所有しております。

農作業の常時従事日数につきましては、世帯で1,200日の従事をしており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が802アールとなっており、50アール要件を 満たしております。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当 委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、時田善夫委員。

○14番(時田善夫君) 14番、時田です。11月27日の午後1時から譲り受け人と私で現地立会いをいたしました。もう30年ぐらい前からその農地は委託でお米をつくっていたそうです。そして、これからも、そこにまた同じように水稲を作付するということです。それで、事務局のほうからお話がございましたが、農機具は全てそろっており、農業施設も整っておりました。

報告は以上です。皆さんのご審議をお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまでございます。説明が終了しましたので、これより質疑をお受けし

ます。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第1号の11について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(小泉勝彦君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の11については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の12について事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局(山田尚史君) 議案第1号、整理番号12について説明いたします。また、議案の6ページを ごらんください。

本件は、令和元年11月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、労働力不足のため譲り受け人に売却したいとのことです。譲り受け人は、自作地と近く、以前から耕作しており管理が容易なため購入して経営の安定化を行いたいとのことです。

総会資料44ページの位置図及び45ページの現地写真をごらんください。場所は、野里字水有です。 現地を確認したところ、現地は耕作されておりました。

総会資料46ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては永吉地区に非耕作地があります。対象地は周辺農地が荒廃し、日照が確保できないこと、イノシシなどの獣害がひどい場所であることから、合理的な理由と考えます。

農機具などについては、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン、農用車を所有しています。水 稲の乾燥調製については農協に委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で300日の従事をしており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が156アールとなっており、50アール要件を 満たしております。 地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び 権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、時田善夫委員。

- ○14番(時田善夫君) 14番、時田です。11月28日の午前8時から譲り受け人と私で現地で確認いたしました。もう10年以上前からその農地を委託されて、水稲作付していたそうです。それで、これからも、同じように水稲作付するということです。農機具とか農業施設、確認させていただきましたところ、整っており、何も問題はないと思います。皆さんのご審議をお願いいたします。
- ○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第1号の12について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。賛成全員でございます。 よって、議案第1号の12については許可と決定いたします。 次に、議案第1号の13について、事務局の説明を求めます。 山田君。

○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。議案第1号の整理番号13についてご説明いたします。 議案の7ページをごらんください。本件は、令和元年11月21日付で申請書の提出がありました。申 請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲 り渡し人は、高齢なためと労働力不足のため譲り受け人に売却したいとのことです。譲り受け人は、 自作地と近く、以前から耕作しており管理が容易なため購入して経営の安定化を行いたいとのことです。 す。

総会資料47ページの位置図及び48ページから49ページの現地写真をごらんください。場所は、野里 字城ノ腰、字東中溝です。現地を確認したところ、現地は耕作されておりました。

総会資料50ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はございません。

農機具などについては、トラクター、田植機、コンバイン、農用車を所有しています。水稲の乾燥 調製については農協のライスセンターに委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で150日の従事をしており、また別世帯の家族が農作業の補助に来ていることがあるとのことです。よって、基準の150日以上を従事しているため要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が204アールとなっており、50アール要件を 満たしております。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当 委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、時田善夫委員。

○14番(時田善夫君) 14番、時田です。山嵜委員の担当地区ではございますが、山嵜委員がきょうは 欠席のため、かわりに報告させていただきます。

11月30日、譲り受け人、山嵜委員と私、3人で午後1時30分から現地確認をいたしました。10年以上前からその農地を委託されて水稲を作付していたそうで、田んぼもきれいに管理されていました。これからも水稲を作付するということでございます。農機具等、農業施設は整っているようで、山嵜委員も、何も問題はないということでございました。私も、そう思いました。皆さんのご審議をお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

これより討論をお受けいたします。

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号の13について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

採決をいたします。

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の13については許可と決定いたします。

1時間経過いたしましたので、10分ほど休憩をいたしたいと思います。

再開は3時5分ということでよろしくお願いいたします。

休憩

再 開

○議長(小泉勝彦君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。 次に、議案第1号の14について事務局の説明を求めます。 山田君。

○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。議案第1号、整理番号14番についてご説明いたします。 議案の8ページをごらんください。本件は、令和元年11月21日付で申請書の提出がありました。申 請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲 り渡し人は相続で取得した土地であるが、遠方のため譲り受け人に売却したいとのことです。譲り受 け人は、市道工事に伴い買収があった土地の代替地として所有地と隣接しており、管理が容易な対象 農地を購入したいとのことです。

総会資料51ページの位置図及び52ページの現地写真をごらんください。場所は、奈良輪字新畑です。 現地を確認したところ、現地は現在保全管理されておりました。

総会資料の53ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。 農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。 農機具などについては、草刈り機と農用車を所有しています。また、親がトラクターを利用しており、耕うんをしているとのことです。田植え、稲刈り、もみすり乾燥については農地所有適格法人及び大規模農家へ作業委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で530日従事しており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が115アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当 委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番(関 巖君) 8番、関です。総会資料51ページにあるように、現場は海浜公園につながる、 今、市道工事中に隣接した土地です。それで、52ページにあるように、対象農地、その左側が譲り受け人の所有地になっている田んぼで、右側も譲り受け人の田んぼで、両側を譲り受け人のという、そ ういう形です。一応田になっているのですが、水利の関係で水が来ないということで、実際は稲作は していなくて、保全管理、草刈りをしているという状況で。これは、自分の名義になったら全体を畑 にしたいという考えを今持っているということです。

現地確認は9月30日午後1時、譲り受け人の〇〇〇さんと立ち会いました。それで、53ページの農機具保有台数ということで草刈り機2台、農用車1台で仕事できるのと聞いて、先ほどのこれを見て、今事務局の説明があったように、トラクターが1台、耕運機1台ありますということで、農機具は持っているということで、特に問題はないのかなと思っております。

説明は以上ですが、ちょっと事務局に聞きたいのですけれども、トラクターとか耕運機があるのに どうしてここに載せてこないのかなと。許可申請書のほうにも書いていなかったので、これを、〇〇 ○さんに載せたらどうだったのですかという話をちょっとしたのですが。それをちょっと疑問に思っ ていたところでございますけれども。

- ○議長(小泉勝彦君) どうぞ、お願いします。
- ○事務局(山田尚史君) 農業委員会事務局、山田です。今のご質問についてなのですが、こちらの資料作成後に譲り受け本人から申し出がありまして、現在の台帳上ですと、トラクター、耕運機、各1台のほうを追加した形になっております。ちょっと資料作成する際には間に合っていなかったので、申しわけございませんでした。
- ○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。
- ○8番(関 巖君) はい。
- ○議長(小泉勝彦君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第1号の14について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

- ○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。 賛成全員でございます。 よって、議案第1号の14については許可と決定いたします。
 - ◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

- ○議長(小泉勝彦君) 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。 議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。 高品君。
- ○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。 議案の9ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が自身の所有する農地を農家住宅用地 に転用したいとする案件であり、土地の所在権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件につい ては、令和元年11月18日に申請書の提出がなされております。

総会資料54ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ケ浦駅の南東側、約3キロ、袖ケ浦公園の北西側、約450メートルに位置し、農用地区域外にある農地であって、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料55ページのとおりであり、木造2階建て専用住宅を建てる計画となっております。

排水関連については、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水とともに既設の排水路へ放出する 計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料56ページから57ページに平面図を、58ページに建物の立面図を載せています。また、59ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を 求めます。

15番、中山明委員。

○15番(中山 明君) 15番、中山です。11月27日午後2時、私と渡辺委員と、そして○○○さんの代理人と現地に行きまして、現地を見まして、今、少しちょっと物置なんかを片づけているところでございますけれども、あと土台が少し残っていて、排水も全部U字溝でふたをしてあって、ずっと流れるということで説明を受けましたので、問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。また、渡辺さんの意見も聞いてもらいたいと思います。

以上です。

○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した12番、渡辺義一委員から補足説明があればお願いします。

- ○12番(渡辺義一君) 12番、渡辺です。先ほど中山委員がお話しされたとおり、特別な問題はないものと思われます。よろしくお願いいたします。
- ○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。全員賛成でございます。 よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

- ◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ○議長(小泉勝彦君) 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。 議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。 高品君。
- ○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。 議案の10ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が同じく市内在住の個人から農地1筆 を買い取り、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記 載のとおりです。なお、本件については、令和元年11月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料60ページから61ページの位置図をごらんください。申請地は、長浦中学校の東側、約2.7キロ、さつき台病院の北東側、約2.5キロに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

次に、総会資料62ページをごらんください。土地利用については、整地のみで埋め立ては行いません。太陽光パネルは、216枚設置する計画です。

排水関連については、雨水のみで自然浸透させる計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料63ページに現地の写真を添付しております。なお、事業用太陽光発電設備の設置に係る協議関係では、袖ケ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに基づく事前協議が市の環境管理課において行われており、既に事前協議が終了した旨を令和元年11月1日付の事前協議終了通知書で確認しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を 求めます。

3番、栗原寬光委員。

○3番(栗原寛光君) 3番、栗原です。11月26日午後、当事者委任の代理人立ち会いのもと、田中委員とともに現地確認を行いました。譲り受け人は、自宅近くで太陽光発電施設を設置したいと考え、最適の場所と判断したようです。現地は自己保全管理地でありまして、隣接地権者の同意を得ているとのことです。結果として、立地条件、一般基準とも問題ないものと判断します。以上です。

○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した10番、田中幸一委員から補足説明があればお願いします。

- ○10番(田中幸一君) 10番、田中です。先ほど栗原委員が言われたとおりです。補足はございません。
- ○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい。

- ○16番(森田菊雄君) 16番、森田です。この63ページの写真、何か網みたいな写っているのは何ですか。
- ○議長(小泉勝彦君) 何か縦に線が入っているみたいに。何だろうね。 どうぞ。
- ○3番(栗原寛光君) 3番、栗原です。現地を確認しますと、こういう斜線はないような現状ですので、これは多分写真をこの場所が該当地だという表示であらわしたのだと思います。

[「これですよという意味の写真」と言う人あり]

- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局(高品吉朗君) 事務局、高品です。済みません、写真についてなのですけれども、今回映像 の写真がありまして、そこに線を引いて、赤青鉛筆の赤で線を引いて斜線を引かせていただいて、こ こが申請地ですというマークをした関係で、コピーですと白黒になってしまいますので、それでちょっとこの斜線が、赤線が黒線になってしまってわかりづらくなってしまったかと思われます。次回からは工夫したいと思います。
- ○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。
- ○16番(森田菊雄君) はい。
- ○議長(小泉勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の2について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第3号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の10ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が同じく市内在住の個人から農地1筆を買い取り、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和元年11月21日に申請書の提出がなされております。先ほどの議案第3号の整理番号1で審議しました農地の隣の農地になります。

総会資料60ページから61ページの位置図をごらんください。申請地は、先ほどと同じく長浦中学校の東側、約2.7キロ、さつき台病院の北東側、約2.5キロに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

次に、総会資料64ページをごらんください。土地利用については、整地のみで埋め立ては行いません。太陽光パネルは228枚設置する計画です。

排水関連については、雨水のみで、自然浸透させる計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料65ページに現地の写真を添付しております。こちらも、袖ケ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに基づく事前協議が行われており、令和元年11月1日付で事前協議終了通知書で確認をしております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。

事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。 3番、栗原寛光委員。

- ○3番(栗原寛光君) 3番、栗原です。先ほどの議案第3号の1と報告内容は、ほぼ同じですけれども、違うところは、3号の1のほうは親族から譲り受け人は買収、それから3号の2のほうは、その3号の1の譲り受け人の奥さんが譲り受け人になるということで、これは近隣の方から、所有者から買収というところで、この3号の2についても立地条件、それから一般基準とも問題ないと思います。以上です。
- ○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した10番、田中幸一委員から補足説明があればお願いします。

- ○10番(田中幸一君) 10番、田中です。補足はございません。
- ○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

- ○8番(関 巖君) 先ほどと、実質的には夫婦で持っているみたい、同じだと思うのですが、太陽 光発電の使用期間というか、何年間行うというふうに申請書に書いてあるのですか。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局(高品吉朗君) 事務局、高品です。こちら、太陽光の使用期間は20年間を予定しております。 以上です。
- ○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。
- ○8番(関 巖君) はい。
- ○議長(小泉勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第3号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

○議長(小泉勝彦君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の3について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第3号の整理番号3についてご説明いたします。 議案の10ページをごらんください。本件は、市外の法人が市内在住の個人から農地1筆を買い取り、 太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりで す。なお、本件については、令和元年11月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料66ページの位置図をごらんください。申請地は、JR横田駅の北東側、約150メートルに位置し、おおむね300メートル以内に鉄道駅があることから第3種農地と判断されます。

次に、総会資料67ページをごらんください。土地利用については、整地のみで埋め立ては行いません。太陽光パネルは108枚設置する計画です。排水関連については、雨水のみで自然浸透させる計画となっております。所要資金については、信販業者からの借り入れにより賄う計画となっております。総会資料68ページに現地の写真を添付しております。なお、事業用太陽光発電設備の設置に係る協議関係では、袖ケ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに基づき、市の環境管理

課において行われており、既に事前協議が終了した旨を令和元年11月20日付の事前協議終了通知で確

説明は以上です。ご審議ほどよろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。

認しております。

事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。 11番、切替一弥委員。

○11番(切替一弥君) 11番、切替です。11月29日午後1時に代理人立ち会いのもと、小倉委員と私とで現地確認のほうを行いました。現地は、県道長浦上総線に進入路を接してJR久留里線の線路と住宅に挟まれた土地で、譲り渡し人本人によって保全管理されておりました。譲り渡し人は、みずからは耕作しておらず、後継者もいないため売買によって所有権を移転しようとするものです。譲り受け人は、南側に障害物がなく日当たりがよいことなどから、本件土地を選択したとのことです。施設内容としましては、埋め立て等は行わず、整地した後にじかにくいを打ち込み発電設備を設置。施工後、安全のためにフェンスを設置する予定だそうです。また、隣接する農地等はなく、排水も雨水のみですので、これまでと変わることがありません。

以上のことから、今回の転用を伴う所有権移転では問題ないと思われます。皆様の審議をお願いします。

○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した1番、小倉哲也委員から補足説明があれば、 お願いします。

- ○1番(小倉哲也君) 1番、小倉です。特にございません。よろしくお願いします。
- ○議長(小泉勝彦君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第3号の3について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第3号の3については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の4について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第3号の整理番号4についてご説明いたします。

議案の10ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が同じく市内在住の個人から農地1筆を買い取り、住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については令和元年11月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料69ページの位置図をごらんください。申請地はJR横田駅の北東側、約1.1キロ、平川中学校の北西側、約1.1キロに位置し、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されます。県の農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は、原則として許可しないこととされておりますが、今回の案件については転用許可の例外として規定されている「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、君津農業事務所と共通認識がなされております。

土地利用については、総会資料70ページのとおりであり、申請地が道路より低いことから三方をコンクリート擁壁で囲い、約80センチの盛り土を山砂にて行い、木造平屋建て専用住宅を建てる計画となっております。

排水関連については、汚水、雑排水は、農業集落排水に接続し、雨水は浸透ますで処理する計画となっております。

所要資金については、金融機関等からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料71ページに平面図を、72ページに建物の立面図を載せています。また、73ページに現地の 写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を 求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番(切替一弥君) 11番、切替です。11月29日午後2時より代理人立ち会いのもと、渡辺委員とともに現地確認を行いました。資料のほうの位置図だとちょっとわかりにくいと思うので、資料の34ページ見ていただけますか。場所は、申請地ナンバー10—1の下側の土地になります。場所は、県道長浦線に近く、直接接してはおりませんが、水路を挟んだ場所になります。土地は、市道と農道に面した土地で、水田として耕作されておりました。譲り受け人は、議案第1号9と10の譲り受け人の娘さんに当たる方であり、現在実家に同居しておりますが、手狭となったためで専用住宅を建築したい。また、利便性がよいことなどから当地を選定したとのことです。距離は、もう五、六十メーターの場所になります。事業内容としては、三方をコンクリート擁壁で囲い、0.8メートルほど埋め立てて平屋建て住宅を建てるというもの。用水は公営水道から受水、汚水は集落排水に接続、雨水は浸透ますで処理ということで。また、隣接する農地は、先ほどこの議案第1号の9と10で審議いただきました土地で、譲り受け人の父親が後任をし、耕作の予定となっております。

以上の点から、今回の転用を伴う所有権移転は問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した9番、渡邉美代子委員から補足説明があれば、 お願いします。

- ○9番(渡邉美代子君) 9番、渡邉です。補足ありません。
- ○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまでした。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい。

- ○8番(関 巖君) 8番、関です。たびたび済みません。第1種農地は、原則不許可ということですよね。それで、近所でも娘が家を建てたいという許可にならなかったこともあるのですが、先ほど例外規定でいいのだという、例外規定をもう一度ちょっと説明していただけますか。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。今回の例外は、「第1種の住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するのですけれども、その中の集落接続という部分に該当しまして、集落3戸以上に今回の場所が設置するということになっておりましたので、ここは第1種農地ですが転用が可能ということで、県の君津農業事務所と確認がなされております。

- ○8番(関 巖君) 集落に接しているからいいよと。
- ○事務局(高品吉朗君) はい。
- ○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。
- ○8番(関 巖君) はい。
- ○議長(小泉勝彦君) ほかに質疑はございませんか。
- ○15番(中山 明君) 15番、中山です。今のやつですけれども、その住宅から何メートル離れている という、そういう規定か何かありますか。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局(高品吉朗君) 1つの集落と50メートル以内でつながっていることが要件となっております。 以上です。
- ○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。
- ○15番(中山 明君) はい。
- ○議長(小泉勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第3号の4について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第3号の4については許可相当と決定いたします。

- ◎議案第4号 令和元年度第8次農用地利用集積計画書(案)の承認について
- ○議長(小泉勝彦君) 次に、議案第4号 令和元年度第8次農用地利用集積計画書(案)の承認について議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。議案第4号 令和元年度第8次農用地利用集積計画書(案) についてご説明いたします。

この令和元年度第8次農用地利用集積計画書(案)については、農地法第3条の第1項第7号に該

当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議していただくものとなります。

それでは、農用地利用集積計画書(案)の16ページから17ページをごらんください。今回の申請は、利用権設定13件で、そのうち通常の利用権設定が2件、農地中間管理事業による利用権設定11件となっております。

利用権設定を受ける方の面積は合計で433.8アール、4万3,380平方メートルとなっております。 利用権設定の詳細な内容につきましては、資料の1ページから15ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

では、次に、資料の20ページをごらんください。農業経営基盤強化促進法による所有権移転は1件で、合計面積は39.42アール、3,942平方メートルとなっております。

所有権設定の詳細内容につきましては、資料18ページから19ページに記載のとおりとなっておりますので、こちらも説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 令和元年度第3次農用地利用配分計画(案)に対する意見について

○議長(小泉勝彦君) 次に、議案第5号 令和元年度第3次農用地利用配分計画(案)について議題といたします。

議案第5号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農

林振興課から農用地利用配分計画(案)の説明を求めます。

農林振興課、綿貫君。

○農林振興課(綿貫彩香君) 農林振興課、綿貫と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号 令和元年度第3次農用地利用配分計画(案)についてご説明申し上げます。本議案については、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により皆様のご意見を伺うものです。今回は新規で農地中間管理事業を推進したことによる配分計画案が2件となっております。

まず、2ページから5ページをごらんください。農地の借り受け者は市内の法人です。借り受ける農地は、勝、大曽根地先33筆となっております。先ほど議案第4号の中で説明のありました農用地利用集積計画書(案)7ページから11ページまでの整理番号1-11-6から1-11-13に記載している農地を、千葉県園芸協会から借り受け者である市内の法人に貸し付けるものです。借り受けに係る、双方の詳細な契約内容については、6ページから8ページのとおりとなっています。9ページは借り受け者の現状及び事業計画の情報となっています。

次に、10ページから11ページをごらんください。農地の借り受け者は市内の個人です。借り受ける農地は、勝、大曽根地先13筆となっています。先ほど議案第4号の中で説明のありました農用地利用集積計画(案)5ページから6ページまでの整理番号1-11-3から1-11-5に記載している農地を千葉県園芸協会から借り受け者である市内の個人に貸し付けるものです。借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、12ページから14ページのとおりとなっています。15ページは、借り受け者の現状及び事業計画の情報となっています。

以上で配分計画案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。

説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい。

- ○14番(時田善夫君) 14番、時田です。これは、○○○の2年ぐらい前つくったライスセンターとあるでしょう、あそこですよね。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○農林振興課(三沢徹君) 農林振興課、三沢と申します。今回の貸し借りの契約範囲、地域については、おっしゃるとおり、○○○のライスセンターを含んで圃場整備を行っている区域内ということでございます。
- ○14番(時田善夫君) では、今まで、何人かで、そこを、2年ぐらい前立ち上げたのでしょう。ライスセンター、大曽根の。

- ○農林振興課(三沢徹君) ライスセンター、はい。
- ○14番(時田善夫君) 営農組合を何名かで立ち上げたのですよね。
- ○農林振興課(三沢徹君) はい。
- ○14番(時田善夫君) それで、今も、何名かの方がここに載っているけれども、その人が営農組合でやっていると思うのですけれども、それで今回この最後の○○○さんですか、この人が一人でその営農組合を引き受けるということですか。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○農林振興課(三沢徹君) 勝、大曽根地区の担い手ということで○○○さんという法人がまず1つあります。それが営農組織でございます。それで、もう一つがこの○○○さんという個人の方でございますが、一応○○○さんは○○○さん個人で請け負うという形をとりますので、○○○のほうに加わるという計画は、現時点ではございません。
- ○14番(時田善夫君) だから、そこがわからないのだよね。では、その○○○の営農組合ですか、今までやっていた人は全然タッチしないということ。○○○さんが、○○○を一人で引き受けてしまっているわけだ。
- ○農林振興課(三沢徹君) ○○○さんと○○○様は、ちょっと別です。

[「別だよ」と言う人あり]

- ○14番(時田善夫君) 別。
- ○農林振興課(三沢徹君) はい。あくまでも、○○○というのは、もうお米の作業を専門で請け負う会社でございます。それで、○○○さんのほうは水稲と露地野菜をやっていますので、ご自分の露地のものと、水稲を個人で地主さんから借り受けるということでやりますので、ダイショウとは全く別のということでお考えいただければと思います。
- ○14番(時田善夫君) そうですか、私勘違いしました。○○○さんが自分で、一人で、個人でやるかなと思っていたのです。
- ○農林振興課(三沢徹君) ○○○さんにつきましては、資料の9ページ。
- ○14番(時田善夫君) 何か見たら3名の方でやられているようで。
- ○農林振興課(三沢徹君) はい。一応現在はこの3名が理事さんということでいらっしゃいまして、 ちょっと時期によりまして、地域の中からお手伝いとかという形で作業をやっているというふうに伺っております。

以上でございます。

- ○14番(時田善夫君) はい。わかりました。
- ○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。
- ○14番(時田善夫君) はい。
- ○議長(小泉勝彦君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第5号について、替成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長(小泉勝彦君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局、齊藤です。協議報告第1号につきましてご報告いたします。

議案の11ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定により転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和元年10月1日から10月31日までで1件でございます。

続きまして、協議報告第2号についてご報告いたします。

12ページから13ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提 出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理 しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和元年10月1日から10月31日までで5件でございます。

続きまして、協議報告第3号についてご報告いたします。

14ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知があり、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和元年10月1日から10月31日までで2件でございます。

報告は以上でございます。

○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。

◎その他

○議長(小泉勝彦君) 次に、日程第4、その他に入ります。 委員から何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 事務局等から何かありますか。 〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長(小泉勝彦君) これをもちまして第9回農業委員会総会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

午後3時57分 閉会